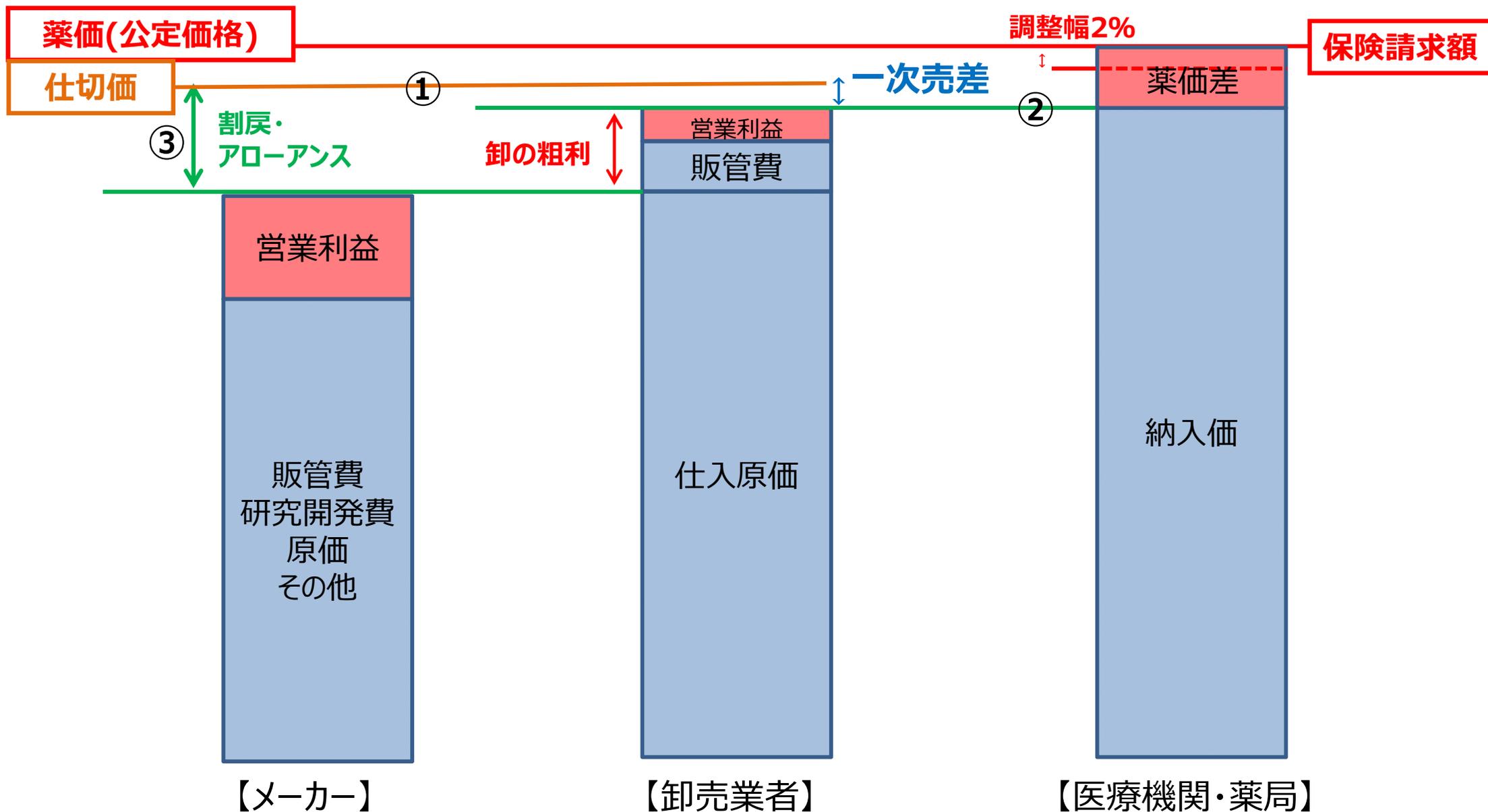


- 平成15年 中医協了解「中央社会保険医療協議会の審議報告」
最近の我が国の医療保険財政を取り巻く厳しい状況に鑑み…流通過程における価格形成の実態を含め、市場実勢価格を踏まえた薬価の適正化、先発品の価格の適正化を図る
- 平成16年 厚生労働省「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」(流改懇)発足
流通過程の現状を分析し、公的医療保険制度の下での不適切な取引慣行の是正等について検討を行うことにより、今後の医療用医薬品の流通改善の方策を検討
- 平成17年 中医協了解「平成18年度薬価制度改革の骨子」
長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入は、薬価調査の信頼性を確保する観点からも、不適切な取引であることから、その是正を図ることとする
- 平成18年 厚生労働省「価格妥結状況調査」開始
- 平成19年 流改懇「医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)」発表
- 一次売差マイナスと割戻し・アローアンスの拡大傾向の改善
 - 長期にわたる未妥結・仮納入の改善
 - 総価契約の改善
- 平成26年 中医協 平成26年度診療報酬改定
妥結率の低い医療機関等の評価の適正化(いわゆる「未妥結減算制度」導入)
- 平成27年 流改懇「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」
2015骨太の方針を踏まえて、緊急提言の課題の取組とともに、医薬品市場環境の変化等を踏まえた新たな流通改善の取りまとめを公表
- 医薬品産業強化総合戦略**
「後発医薬品80%時代」において、「国民への良質な医薬品の安定供給」・「医療費の効率化」・「産業の競争力強化」を三位一体で実現するため、医薬品産業の競争力強化に向けた緊急的・集中実施的な総合戦略を策定

医療用医薬品の流通改善推進施策 対比表

項目	緊急提言 (平成19年)	新提言 (平成27年)	状況	資料1-2との 対応番号
適切な仕切 価の設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 一次仕切価については薬価告示後速やかに提示し、卸売業者間との交渉に努める。 ● 割戻し・アローアンスのうち一次仕切価に反映可能なものは反映させることが望ましい。 	-	(一次売差) H19 -2.69% H27 -3.22%	1○,12△
割戻し・アロー アンスの縮小	<ul style="list-style-type: none"> ● メーカーにおいては、一層の基準の明確化と適正な運用に努めることが求められている。 ● 高率なアローアンスは、できるだけ整理・縮小することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでもワーキングチーム等において検討を行っているが、改善は十分ではない。 	(割戻し・アローアンス) H19 10.76% H27 10.22%	1○
単品単価 取引の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 銘柄別薬価制度の趣旨を尊重した単品単価交渉を行うことが好ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の医薬品の価値を踏まえた価格交渉により、販売側・購入側双方が納得する単品単価取引が最も重要である。 	5頁参照	1○,3○
未妥結・仮納 入の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬価調査の信頼性確保の観点からの価格妥結の期間としては、四半期報告に対応した時期の妥結が好ましい。 	-	(妥結率) H20.9 70.9% H28.9 93.1%	2○
経済合理性 のある価格交 渉の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 価格交渉は、購入量、配送コスト、支払い条件等を条件とし、経済合理性を尊重して行われることが好ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療用医薬品の流通が果たしている安定供給機能を将来にわたり果たしていくためには、その費用負担面における公平性の確保も重要な課題である。 	-	12△,13△,14△

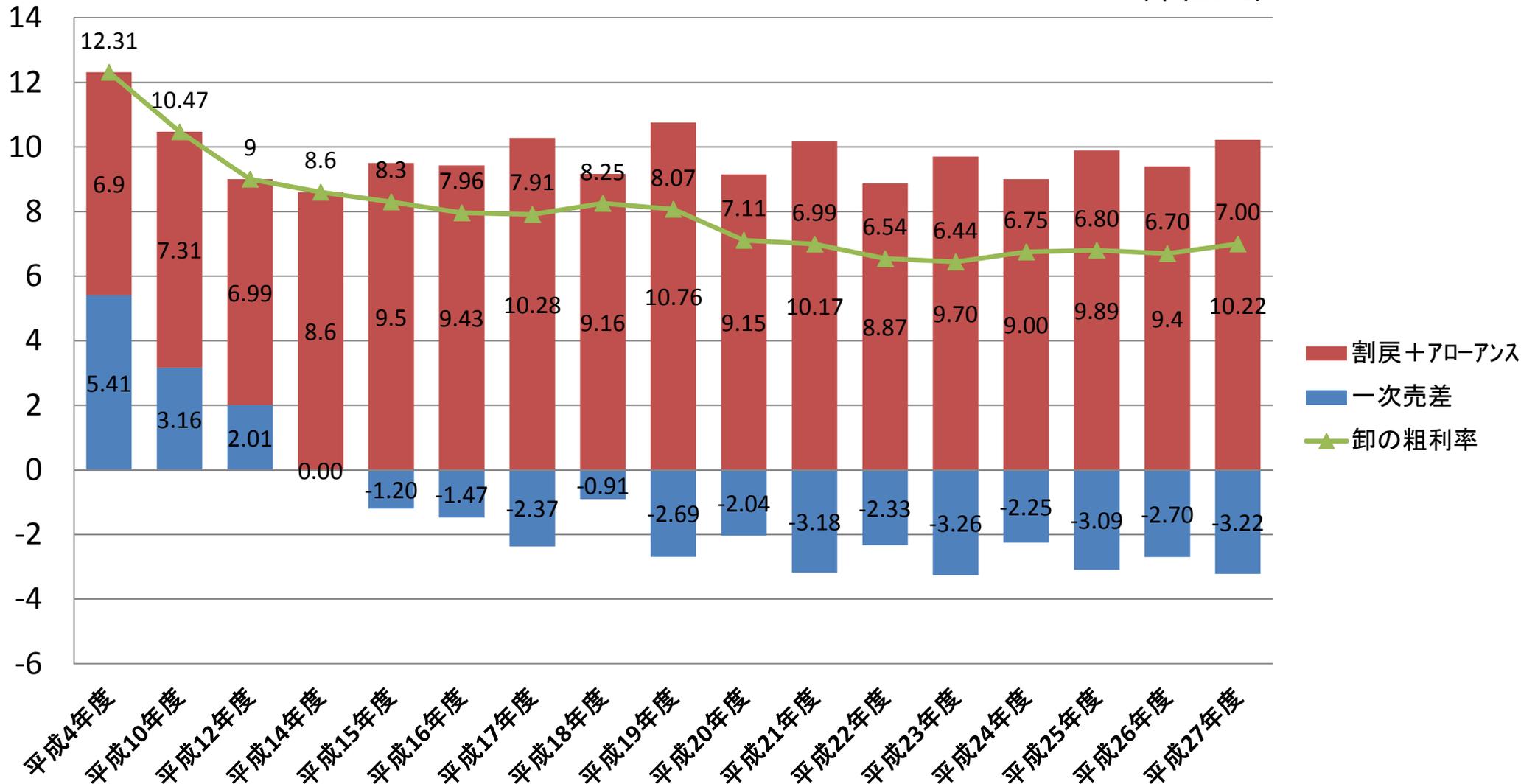
薬剤価格と各事業主体の関係



一次売差、割戻し・アローアンス

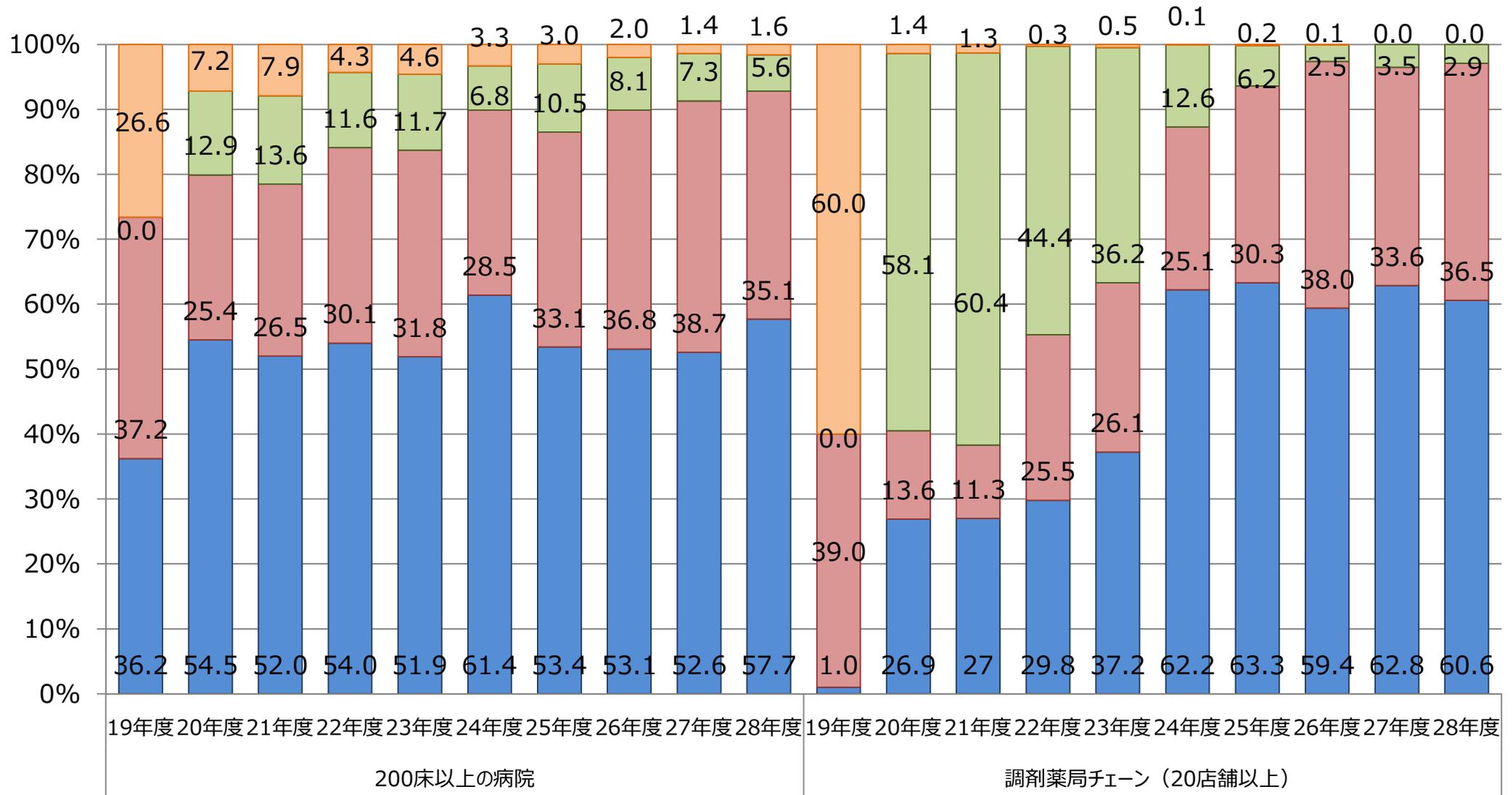
- 平成15年度以降は、一次売差(納入価と一次仕切価の差)がマイナス
- 割戻しとアローアンスによって、一次売差のマイナスを補填する構造

(単位: %)



単品単価取引の推進の状況

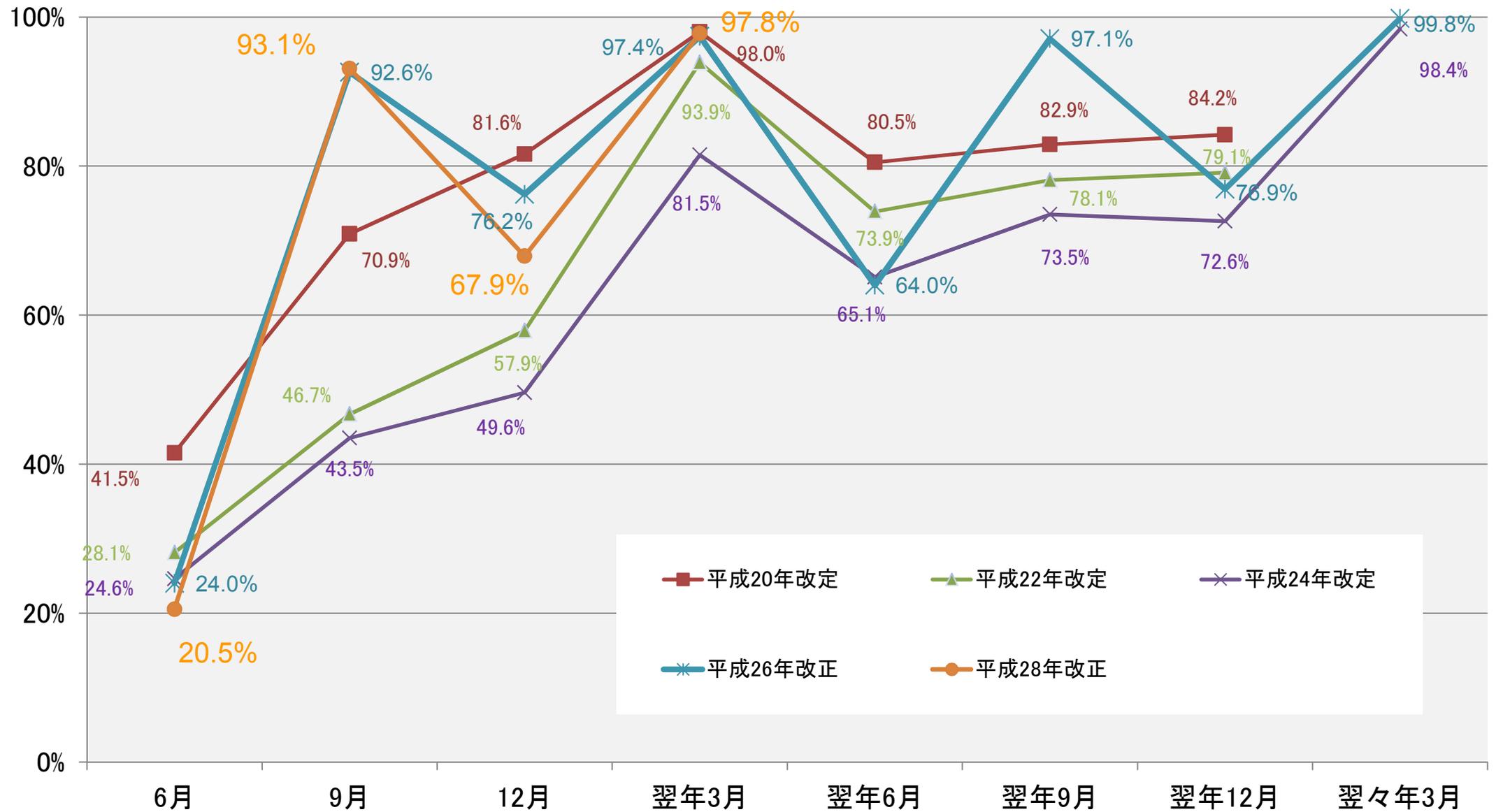
■ 単品単価
 ■ 単品総価（品目ごと値引）
 ■ 全品総価（除外有）
 ■ 全品総価（一律値引）



出典：日本医薬品卸売業連合会 大手5卸売業者の売上高による加重平均値

妥結率の推移

(平成20-21, 22-23, 24-25, 26-27, 28-29年度)



(注) 「翌々年3月」については、平成24年度、平成26年度改定分においてのみ実施

データ
厚生労働省

○流改懇の新提言(H27.9月)の進捗状況

◎概ね改善の取組が進んでいる事項、○改善したものの、引き続き取組を推進する事項、△より改善の取組を進める必要がある事項

番号	流改懇 新提言	実績	進捗度合	進捗状況・今後の対応
(1) 医薬品の価値に基づく単品単価交渉の更なる促進				
1	<p>・ 現行薬価制度の趣旨、イノベーションの適切な評価、高額な医薬品の増加の観点から、個々の医薬品の価値を踏まえた価格交渉により、販売側・購入側双方が納得する単品単価での取引が最も重要</p> <p>(参考) 総合戦略 ・ 市場実勢価格に基づき価格が決定される我が国の薬価制度において、イノベーションを適正に評価するためには、個々の医薬品の価値に見合った価格が決定される(単品単価契約)ことが必要 ・ 市場に出てからも継続してイノベーションを評価するためには、唯一の指標である流通過程での市場実勢価格を反映する単品単価取引による評価が不可欠</p>	<p>・ 単品単価取引の状況(H19とH28の比較)</p> <p>200床以上病院 36.2%→57.7%</p> <p>調剤薬局チェーン(20店舗以上) 1.0%→60.6%</p> <p>・ H28.5流通当事者へ向けて新提言を踏まえた流通改善の要請通知を发出</p>	○	<p>・ 流通改善ガイドラインへ単品単価取引推進のための取組を盛り込む</p> <p>・ H28.2～4, H29.10～11 公的医療機関等を訪問し流通改善を要請</p> <p>・ H28.4、H29.5開催の流改懇において、覚書締結の推進、単品単価契約の定義見直しなどを審議</p>
2	<p>・ いわゆる「未妥結減算制度」のあり方については、妥結率と単品単価取引の状況を踏まえて検討が行われることが望まれる</p> <p>(参考) 総合戦略 ・ 「未妥結減算制度」について、卸売業者や薬局・病院の負担、薬価調査の適正性確保の観点、早期妥結の定着状況も踏まえ、本制度のあり方について検討</p>	<p>・ 妥結率の状況(H25.9とH28.9の比較)</p> <p>200床以上病院 50.2%→95.3%</p> <p>調剤薬局チェーン(20店舗以上) 51.9%→96.4%</p>	○	<p>・ 流通改善ガイドラインへ未妥結減算制度導入の趣旨を踏まえた単品単価取引推進のための取組を盛り込む</p> <p>・ H28.4診療報酬改定において、引き続き制度を継続することとした</p>
3	<p>・ 単品単価取引推進のための覚書締結の更なる促進</p>	<p>・ 卸連と日本保険薬局協会(NPhA)との間の覚書の締結状況(H24.9とH28.9の比較) 16%→56%</p>	○	<p>・ 流通改善ガイドラインへ単品単価取引推進のための取組を盛り込む</p> <p>・ 流改懇において、覚書締結の更なる促進について継続的に取組を実施</p> <p>・ NPhAにて会員企業に向けた覚書締結の裾野を広げる取組を推進</p> <p>・ H29.6～10NPhAブロック会議に出席し、覚書締結の更なる促進を要請</p>

○流改懇の新提言(H27.9月)の進捗状況

◎概ね改善の取組が進んでいる事項、○改善したものの、引き続き取組を推進する事項、△より改善の取組を進める必要がある事項

番号	流改懇 新提言	実績	進捗 割合	進捗状況・今後の対応
(2)後発医薬品の更なる使用促進を踏まえた流通のあり方				
4	・市場環境の変化はメーカーのみならず卸売業者にも多大な影響を及ぼすことになるため、後発医薬品の更なる使用促進に際しては、少なくとも平成29年度末までに流通の混乱を避けるための措置が必要	・H27.12に品目数削減のため規格揃えの見直し通知を发出 通知发出以降、規格を取り揃えなくても良いと判断したものは34成分、46規格 ・H28.4流改懇で検討し、H28.8変動情報を含んだ新バーコード表示に係る通知を发出(H33.4から表示義務化)	◎	—
5	・貴重な医療資源である医薬品が不動態のまま破棄されることがないよう、地域の医療機関と保険薬局の連携による汎用医薬品のリストの作成と共有化	・30道府県で作成済み(H28年度末現在)(H21年度から作成開始)	○	・引き続きリスト作成のための予算を確保し、都道府県に向けての取組を支援
6	・卸売業者の頻回配送・急配といったコスト高要因を削減するための効率的な在庫管理・配送を行う供給体制 (参考)総合戦略 ・不動態在庫の低減に関する配慮や共同在庫管理、共同配送などを含めた効率化のためのモデルなど、急激な後発医薬品の拡大により医薬品流通に歪みが生じないよう適切な流通のあり方などについて検討	—	△	・H29.11後発WTにて、頻回配送・急配に関する実態調査の実施等について議論
7	・適切な在庫管理・トレーサビリティを確保する観点からの変動情報を含んだ新バーコード表示必須化に向けた工程表の作成 (参考)総合戦略 ・トレーサビリティ向上を通じてGDPの効果を上げるため、医薬品の元梱包装単位、販売包装単位における製造番号・製造記号及び有効期限といった変動情報が盛り込まれた新バーコード表示の必須化に向けた工程表を策定	・H28.4流改懇で検討し、H28.8変動情報を含んだ新バーコード表示にかかる通知を发出(H33.4から表示義務化)【4再掲】	◎	—
8	・現場の医師・患者の意見を聞きながら更なる一般名処方の推進を図る	・一般名処方された医薬品の品目数 34.9%(146,004品目)(前年度31.1%)(H29診療報酬改定結果検証特別調査) ・H28.4診療報酬改定における一般名処方加算に関する見直し(一般名処方加算1(3点)の新設)	○	・H30.4診療報酬改定に向けて中医協にて議論
9	・医療現場において使用頻度の少ない非汎用規格について他メーカーと規格を補完できる規格揃えを認める (参考)総合戦略 ・規格揃えについては、企業の製造販売や医療機関・医薬品卸業者における在庫管理の負担の要因となることから、必要な医療が確保されることを考慮しつつ、関係団体等の意見も踏まえ、平成27年9月を目途に方向性を決定するべく検討を進め、平成27年度中に見直しを行う	・H27.12に品目数削減のため規格揃えの見直し通知を发出 通知发出以降、規格を取り揃えなくても良いと判断したものは34成分、46規格【4再掲】	◎	—
10	・先発品との適応症の違いによる医療現場での混乱を避けるため、適応症が一致していない後発医薬品の問題を解消するための措置をとる	—	△	・引き続き流改懇等で検討
11	・後発医薬品に関するフランスにおける薬局マージンの算定方法の違いなども参考に、メーカーと卸売業者の間で金額ベースのリポート形態について検討	—	△	・流通改善ガイドラインへ流通コストを踏まえた仕切価等のあり方について盛り込む ・後発WTにて金額ベースのリポート形態について検討

○流改懇の新提言(H27.9月)の進捗状況

◎概ね改善の取組が進んでいる事項、○改善したものの、引き続き取組を推進する事項、△より改善の取組を進める必要がある事項

番号	流改懇 新提言	実績	進捗度合	進捗状況・今後の対応
(3)市場の変化や社会的要請に対応する流通のあり方				
12	<ul style="list-style-type: none"> ・長期収載品からの収益に依存する体制から、個々の医薬品毎に流通コストが賄える適正な利益が確保でき、流通機能が継続して発揮できるような仕組みの検討 	—	△	<ul style="list-style-type: none"> ・流通改善ガイドラインへ流通コストを踏まえた仕切価・納入価のあり方について盛り込む ・流通当事者間の取組として、流改懇の下に設置した川上・川下WTで議論
13	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の配送回数を超えるような卸売業者の急配業務が行われることのないよう、適切な在庫管理 <p>(参考) 総合戦略 ・卸売業者の頻回配送・急配といったコスト高要因を削減するための効率的な在庫管理・配送を行う供給体制の推進</p>	—	△	<ul style="list-style-type: none"> ・H29.11後発WTにて、頻回配送・急配に関する実態調査の実施等について議論【6再掲】
14	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の医薬品の価値及び費用負担の公平性を無視して利益のみを追求する価格交渉のアウトソーシング等、長期未妥結の原因となりえる行為を慎む <p>(参考) 総合戦略 ・長期未妥結の原因となる自分の利益のみを追求するような一方的な利益占有を誘因するような価格交渉のアウトソーシング等は厳に慎むとともに、流通当事者が協力して医薬品の安定供給に寄与する流通のあるべき姿が共通認識として持てるよう、これからの医薬品流通のあり方について検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H28.5に流通当事者向けに流通改善の要請通知を发出 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・流通ガイドラインへ取引状況を考慮しない、ベンチマークを用いた値引き要求等の価格交渉のあり方について盛り込む ・H28.2～4,H29.10～11に公的医療機関等を訪問し、利益のみを追求する価格交渉のアウトソーシング等を慎むよう要請
15	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の医薬品の医療上の必要性を踏まえた継続的な安定供給確保に資するという観点から基礎的医薬品の扱いについての議論を始める <p>(参考) 総合戦略 ・臨床上の必要性が高く将来にわたり継続的に製造販売されることが求められる「基礎的医薬品」について、継続的な安定供給を確保するために薬価上の措置を講ずることを検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H28.4診療報酬改定において、継続的な安定供給を確保するための仕組みとして「基礎的医薬品」の制度を試行的に導入 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・H30.4診療報酬改定において、「基礎的医薬品」の制度見直しを含めて検討
16	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な後発医薬品の使用促進による取扱量の増加に対応するため、医薬品の元梱包装単位、販売包装単位における製造番号・製造記号及び有効期限といった変動情報を含んだ新バーコード表示の必須化に向けた工程表の作成が必要 ・変動情報を含んだ新バーコード表示を行ったうえで、最終的には全ての医療用医薬品に対する強制力のある措置に基づく必須表示とするなど、適切な流通を確保する等の方策を検討 <p>(参考) 総合戦略 ・後発医薬品の使用促進による流通量の増加を踏まえ、医療機関や保険薬局との連携による効率的な在庫管理や新規収載品目について、有効期限、製造番号などの変動情報を含んだ新バーコード表示の必須化などによる流通の効率化を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・H28.4流改懇で検討し、H28.8変動情報を含んだ新バーコード表示にかかる通知を发出(H33.4から表示義務化)【4再掲】 	◎	—

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会資料

平成28年度の状況と新提言等への対応について

平成29年12月13日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会

1 平成28年度の状況(平成26年度との比較)

(1) 川上流通

① カテゴリーチェンジが更に進展

新薬創出加算品及び特許品・その他と後発医薬品の売上高シェアが更に拡大し、長期収載品のシェアが急激に縮小した。

② 一次売差マイナス改善に進展なし

一次売差マイナスの改善については、進展がなかった。(仕切価率 0.2%上昇、納入価率 0.1%上昇)

(2) 川下流通

① 価格妥結率が高水準で推移

平成29年3月末の価格妥結率は、平成27年3月末との比較において、ほぼ同率で推移(97.4%→97.8%)

② 単品単価取引は若干の進展

単品単価取引については、200床以上の病院で57.7%(平成26年53.1%)、20店舗以上の調剤薬局チェーンで60.6%(同59.4%)となっており、全体として若干の進展があった。

③ 部分妥結や上期の妥結価格が下期の再交渉により変動する取引が増加

未妥結減算制度の導入以降は、9月末までの妥結を優先した結果、部分妥結(特定卸、特定品目、特定期間のみの妥結)や上期の妥結価格が下期の再交渉により変動する取引など、流通改善に逆行する取引が増加した。

④ 覚書締結率は停滞

日本保険薬局協会(NPhA)との間で進めている単品ごとの価格を明示した覚書の締結については、平成28年度下期の締結率は妥結取引の52%であり、更なる推進が必要である。(別紙)

2 薬価制度の抜本改革に向けた基本方針への対応と新提言等への対応

(1) 川上流通における課題

① 単品単価取引の推進について

- ・ 銘柄別収載方式を採る薬価制度の趣旨等を踏まえれば、個々の医薬品の価値が反映されるよう単品単価取引を一層推進する必要がある。
- ・ このため、卸が単品ごとに価格交渉を行い医薬品ごとの価値を踏まえた価格付けを行う価格交渉機能に対して適正に評価していただきたい。
- ・ また、単品単価契約を一層推進するため、単品ごとの仕切価及び割戻しを早期に提示していただく必要がある。

② 一次売差マイナスの解消等について

- ・ 一次売差マイナスの解消のためには、過大な薬価差の解消とともに、市場実勢価格を踏まえた適切な一次仕切価の設定が必要である。
- ・ 割戻しについては、流通経費を考慮した卸機能の適切な評価をしていただく必要がある。
- ・ 後発医薬品の上市等によって市場環境が変化した場合は仕切価の見直しが必要である。

③ 流通経費等の負担の公平性の確保について

- ・ 医療用医薬品の安定的な供給を維持するためには、関係者間の流通経費の負担の公平性の確保が重要と考えている。
- ・ 市場実勢価格を踏まえた適切な一次仕切価の提示に基づく正味仕切価を設定していただきたい。

(2)川下流通における課題

① 早期妥結の促進について

- ・ 未妥結減算制度は、早期妥結に有効な制度と考えられることから、同制度の維持は必要である。
- ・ 一方で、未妥結制度の対象期間の最終月（9月）に価格の妥結が行われる取引が多く、単品単価取引が停滞するとともに、未妥結減算の対象とならない妥結水準を見据えた部分妥結や上期の妥結価格が下期の再交渉により変動する取引がみられた。
- ・ このため、薬価調査の結果の正確性を担保する観点から、単品単価契約による取引を推進するとともに、年度後半の再交渉において上期の妥結価格が下期に大きく変動しないような仕組みが必要である。

② 単品単価契約の推進について

- ・ 現在、単品単価契約を推進するため、NP h A 理事会社との間では覚書締結を促進しており、今後、単品単価取引を更に推進するうえで理事会社以外の調剤薬局チェーンとの覚書締結を促進する。更に、NP h A 以外の調剤薬局チェーンや200床以上の医療機関との覚書締結も検討を行う必要がある。

③ 医薬品の価値を無視した過大な値引き要求について

- ・ 医療機関で採用されているアウトソーシングによる価格交渉の一部には、他の医療機関で妥結した加重値のデータを指標として値引きを要求するなど、医薬品ごとの価値や費用負担の公平性を無視した利益のみを追求するケースもあり、長期未妥結の原因となりうることから慎んでいただきたい。

(3) 流通当事者間の課題

① 流通の効率化について

- ・ 適正なコスト負担を踏まえて後発医薬品等の低薬価品を供給するため、非効率な配送を削減する方策について、卸から現在の在庫月数を踏まえて返品が発生しないような在庫、または適切な配送となるような発注方法・配送回数の提案などを行う必要がある。その上で、頻回配送・急配のコスト負担等について、当事者間で契約を締結する必要がある。

② 返品の取扱いについて

- ・ 月末在庫調整による返品などはトレーサビリティの確保がしづらいことや偽造などの不正品流通の温床となりかねないため、このような返品は是正されるべきと考えている。
- ・ メーカー都合による包装変更・剤型変更等については、事前に卸に相談のうえ、市場在庫を勘案して切り替えていただきたい。また、医療機関・保険薬局からの同返品は、原則として、受け入れていただきたい。

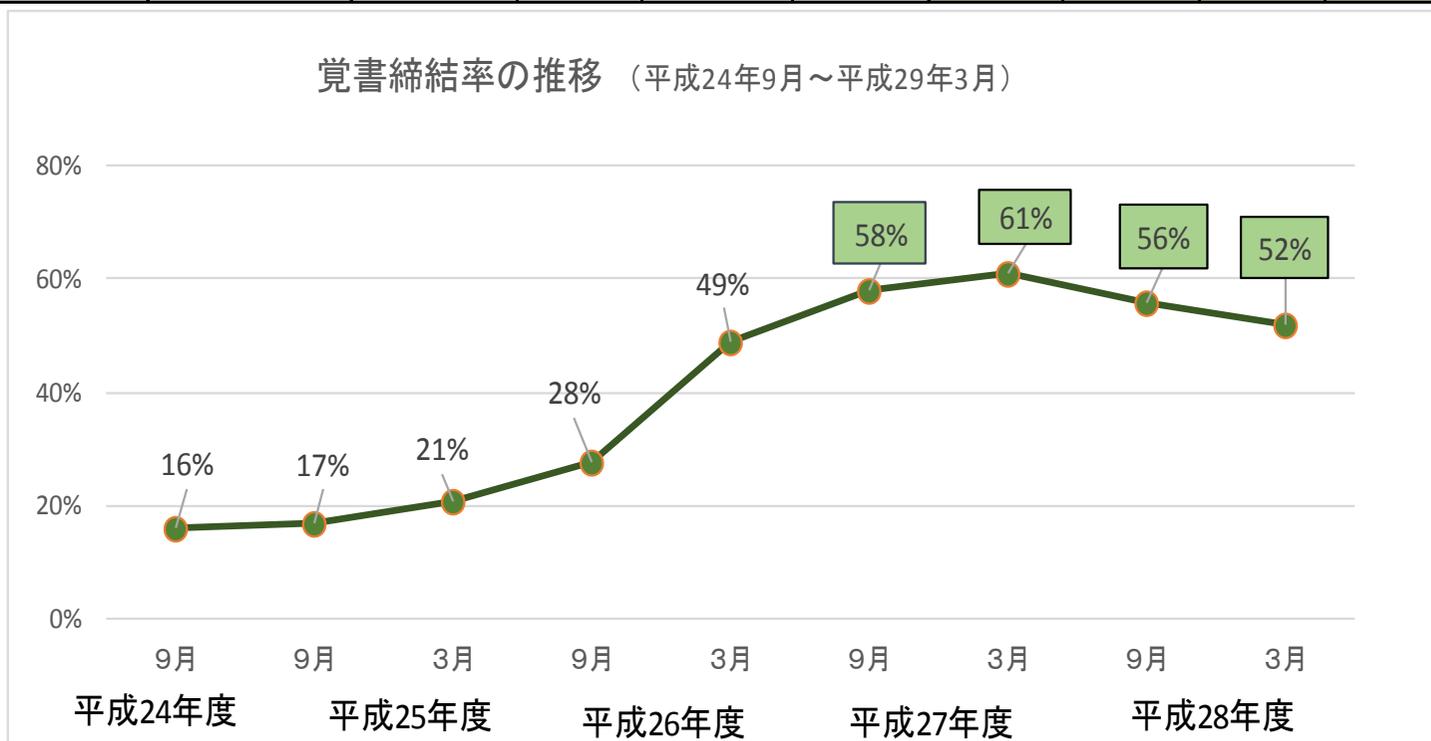
③ 守秘義務について

- ・ 納入価格は、経営・営業上の秘密情報であるため、モデル契約書に価格に関する守秘義務条項を設定していただきたい。

NPhA理事会社との覚書締結率の推移(卸連調査結果)

※覚書締結率は平成27年9月以降、停滞している。

覚書締結率	(改定年)			(改定年)		(改定年)			
	平成24年度	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	9月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月
	16%	17%	21%	28%	49%	58%	61%	56%	52%



平成29年12月13日
日本製薬工業協会

メーカーの取組

1. 基本的な取組

卸売業者との間における取引については、薬価告示後速やかに仕切価等を提示し、割戻、アローアンスなどの設定基準を明確にするなどの従来からの取組を行っている。また、「医薬品産業強化総合戦略」（以下「総合戦略」）や「流改懇新提言」にも記載されている「単品単価交渉の更なる促進」について、検討を進めた。

(1) 仕切価・割戻、アローアンス

仕切価は、製品の製造原価、製品の位置付け、薬価改定の影響、製品のライフサイクル等の自社の状況に加え、競合状況、後発品の参入状況等の外的環境を勘案し設定している。また、割戻、アローアンスについても、事前に十分な説明を行うなどにより明確化を図っている。

(2) 単品単価交渉の更なる促進

「総合戦略」や「流改懇新提言」にも記載されている「単品単価交渉の更なる促進」は個々の医薬品の価値に見合った価格決定に必要不可欠であり、メーカーとしても「単品単価交渉の更なる促進」に資するべく取引における一連の流れと交渉の内容に応じた「取引区分の整理」に基づく取引の実行を求め、卸売業者との意見交換に努めた。

(3) 偽造医薬品流通防止に向けた取組について

「医療用医薬品の偽造品流通防止のための施策のあり方に関する検討会」の中間とりまとめ及び通知に基づき、偽造医薬品流通防止の観点からの封かんのあり方等について、日薬連、厚労省と連携し検討を進めている。

(4) 製薬協と卸連のワーキングチーム（WT）について

今後も継続して川上取引の課題解決に向け意見交換を行っていく。

2. 今後の取組

「総合戦略」や「流改懇新提言」に記載があるように「単品単価交渉の更なる促進」により個々の製品価値に見合った価格が決定されるものと確信し、全ての流通当事者、特に卸売業者と共通認識を持って流通改善に向け連携を強化していく。

以上

平成 29 年 12 月 13 日
日本製薬団体連合会

後発医薬品 WT 活動報告

第 1 回会合を平成 29 年 11 月 14 日に開いたので、その内容の報告を行う。

1. 後発医薬品 WT 設置の経緯について

今年 5 月 19 日に開催された第 25 回流通改善懇談会にて、後発医薬品の更なる使用促進を踏まえた流通のあり方についての検討を行うため WT 設置が合意された。後発医薬品 80% 時代に向かってその使用の加速化が進む中、市場流通に対し影響のある要因の抽出・検討を行うため、日薬連・卸連より推薦された委員を中心に会議を重ねることとした。

2. 後発医薬品流通に関する現状について

- ①平成 28 年度の流通実態
- ②ジェネリック医薬品に関する報告(卸連)

3. ワーキングチームとして取り組む課題について

- ①急配現状を把握するための調査
- ②ジェネリック医薬品の包装種類数の削減
- ③単品単価取引の更なる促進
- ④ジェネリック医薬品における新バーコード対応状況の把握

今後の取り組みとして、今回課題として抽出された議題等を以降の会合で更に深掘りし、ジェネリック医薬品の効率的な在庫管理・配送の推進と流通課題の解決のため検証・検討を重ねる。

以上

単品単価取引推進のための覚書締結状況について

平成24年度より川下ワーキングチームにて取組の推進を行っている単品単価取引推進のための覚書※締結状況について、以下のとおり調査結果を報告します。

※覚書：取引当事者が締結する取引基本契約の円滑な実施のために取り交わされる詳細な取引条件が記載された書面

●平成28年度の覚書締結状況について

- ・調査依頼薬局法人数：60社
- ・調査回答薬局法人数：60社（回答率：100%）

卸売業者 取引社数	妥結	4月～9月(上期) 覚書締結		10月～3月(下期) 覚書締結	
		ア 6ヶ月間	イ 1年以上	ウ 6ヶ月間	エ 1年以上
698	698	292	139	249	21

妥結率：100%

平成28年度覚書締結状況

平成28年度上期（ア＋イ）		平成28年度下期（イ＋ウ＋エ）	
431	61.7%	409	58.6%

●参考 平成27年度の覚書締結状況について

- ・調査依頼薬局法人数：60社
- ・調査回答薬局法人数：60社（回答率：100%）

卸売業者 取引社数	妥結	4月～9月(上期) 覚書締結		10月～3月(下期) 覚書締結	
		ア 6ヶ月間	イ 1年以上	ウ 6ヶ月間	エ 1年以上
708	691	298	147	283	4

妥結率：97%

平成27年度覚書締結状況

平成27年度上期（ア＋イ）		平成27年度下期（イ＋ウ＋エ）	
445	64.4%	434	62.8%